

# 令和8年度（令和7年分）町民税・県民税申告書について

この申告書は、令和8年1月1日現在で広陵町に住民登録がある人で、「令和7年度（令和6年分）町民税・県民税申告書」を提出された人に対して送付しています。「令和7年度 非課税証明書」を取得するため「所得がないことを申告」された人も含め、すべての人に送付していますので、ご了承ください。

なお、下記の①～④に当てはまる場合は、申告の必要はありません。

## 町民税・県民税の申告をしなくてもよい人の例

- ① 税務署へ令和7年分の所得税の確定申告書を提出する（した）人
- ② 令和7年1月から12月までの収入が給与のみで、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人（提出の有無は勤務先へお問い合わせください。）
- ③ 令和7年1月から12月までの収入が公的年金のみで、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が全額年金特別徴収されていて、医療費控除や生命保険料控除等の控除を受けない人
- ④ 広陵町内に住民登録がある配偶者または生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない人（扶養者が町外に住民登録がある場合は、申告が必要です。）

次に当てはまる人は、所得がなかった場合や非課税所得（遺族年金や障がい年金等）のみであった場合でも申告が必要です。

- 国民健康保険、国民年金等の資格審査が必要な人
- 給付金の支給要件確認が必要な人
- 「令和8年度 非課税証明書」が必要となる人

下記のとおり「表面」、「裏面」を記入して提出してください。

## 表面（記入例）

現住所	広陵町大字南郷583番地1											
令和8年1月1日の住所	上記住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/>											
フリガナ	コウリヨウ イチロウ											
氏名	広陵 一郎					※押印不要です						
生年月日	明・大・昭		平・令			55年		1月		1日生		
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

## 裏面（記入例）

### ●所得がなかった人の記入欄（前年の生活状況）

下記の人に扶養・援助されていた。

① 住所 広陵町大字南郷583番地1  
氏名 広陵 太郎 続柄 父

② 学生であった。 学校名（〇〇大学〇〇学部）  
卒業予定（令和〇年〇月）

③ 下記のいずれかの給付を受けていた。  
遺族年金・障がい年金・失業保険・生活保護

④ その他（生活費をどうしていたかを記入してください。）  
【例】貯金を切り崩して生活していた。

令和8年度（令和7年分）申告分より「マイナンバーカード」を利用して個人住民税の電子申告ができるようになりました。  
詳しくは、こちらのQRコードからご覧ください。



※令和8年度（令和7年分）より「特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）」が創設されました。

（詳しくはP.3、P.8をご覧下さい。）

## 1 窓口での申告受付は、2月16日（月）から3月16日（月）まで（平日のみ）

### ▶開庁時間

8：30～17：15

### ▶ご協力のお願い

3月6日（金）～13日（金）は所得税の確定申告相談を同時に行うため、お待ちいただく時間が長くなる見込みです。可能な限り3月5日（木）までの申告をお願いします。

### ▶郵送による提出

3月16日（月）までに同封の返信用封筒を使用して郵送での提出にご協力ください。添付書類（コピー可）は必ず同封してください。  
なお、申告書の控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（返送先の住所を書いて、110円切手を貼ったもの）を同封してください。

### ▶申告に必要なもの（郵送時はコピーの同封可）

- ①町民税・県民税申告書
- ②「マイナンバーカード」もしくは「通知カード」と本人確認書類
- ③前年中の収入や所得を証明できる書類  
例) 源泉徴収票、給与明細書、  
収入と経費がわかる帳簿等
- ④所得控除の証明書、領収書等  
例)・社会保険料控除証明書または領収証  
(健康保険、介護保険、年金)  
・生命保険料、地震保険料の控除証明書  
・寄附金の支払証明書または受領証  
・障がい者手帳  
・学生証  
・医療費控除の明細書 など

## 2 問い合わせ先

### ▶町民税・県民税の申告

広陵町税務課 TEL：0745-55-1001  
〒635-8515 広陵町大字南郷 583 番地1

### ▶所得税の確定申告

国税相談専用ダイヤル TEL：0570-00-5901

### ▶所得税の確定申告相談会場

原則、お持ちのスマホを使ったスマホ申告会場となります。

※スマホをお持ちでない人は別途対応いただけますので、会場でお申し出ください。

○会場：葛城税務署

〒635-8503 大和高田市西町1番15号

○日時：2月16日（月）～3月16日（月） 8：30～16：00（平日のみ）

○来場時に準備するもの

マイナンバーカード読み取り対応のスマホ、マイナンバーカード、パスワード2種類（利用者証明用電子証明書（数字4桁）及び署名用電子証明書（英数字6文字～16文字））、利用者識別番号およびそのパスワード通知（お持ちの人のみ）、確定申告書の作成に必要な書類、通帳などの口座番号の分かるもの（還付申告をされる人のみ）

○入場にはLINEによるオンライン事前予約（右記QR）が必要です。

当日受付の相談枠には限りがありますのでオンライン事前予約をご利用ください。



## 3 町民税・県民税の税額

町民税・県民税は均等割と所得割からなります。

均等割は4,500円【※1】、所得割の税率は10%です（分離課税を除く。）。

【※1】国税の森林環境税1,000円については、均等割と併せて町が賦課徴収します。

### ●均等割、所得割の両方が課税されない人（非課税者）

- ①1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③扶養親族がなく、前年の合計所得金額が380,000円以下の人
- ④扶養親族があり、前年の合計所得金額が次の計算額以下の人  
$$280,000 \text{円} \times (\text{扶養親族数} \text{【※2】} + 1) + 268,000 \text{円}$$

### ●所得割が課税されない人

- ①扶養親族がなく、前年の総所得金額等が450,000円以下の人
- ②扶養親族があり、前年の総所得金額等が次の計算額以下の人  
$$350,000 \text{円} \times (\text{扶養親族数} \text{【※2】} + 1) + 420,000 \text{円}$$

【※2】扶養親族数には16歳未満の扶養親族も含みます。

## 4 収入・所得の種類

### ●営業等

販売、飲食、製造、サービス業、外交員、大工など

### ●農業

農産物、果樹、家畜など

### ●不動産

アパート、賃家、貸地、貸ガレージなど

### ●利子

公社債、預貯金の利子など

### ●配当

株式の配当、剰余金の分配金など

### ●給与

給料(アルバイト・パート含む)、賞与、俸給、賃金など

### ●公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(遺族年金、障がい年金等の非課税所得を除く)など

### ●業務

シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料など

### ●その他雑

生命保険契約に基づく年金など

### ●総合譲渡

土地、建物以外の資産(機械、ゴルフ会員権など)の譲渡

短期: 所有期間が5年以下のもの

長期: 所有期間が5年を超えるもの

### ●一時

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金など

※定額減税補足給付金(不足額給付)については、非課税所得となります。

## 5 所得控除(所得から差し引きされるもの)の種類と適用条件

### ⑬社会保険料控除(★は控除証明書の添付要)

令和7年中に健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、★国民年金保険料、★国民年金基金等の掛金等を支払った場合

### ⑭小規模企業共済等掛金控除(証明書の添付要)

令和7年中に小規模企業共済、確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金等を支払った場合

### ⑮生命保険料控除(控除証明書の添付要)

令和7年中に生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料を支払った場合

### ⑯地震保険料控除(控除証明書の添付要)

令和7年中に地震保険契約等の保険料を支払った場合

### ⑰寡婦控除

合計所得金額が500万円以下で、①もしくは②に該当する場合

①夫と離婚した後再婚をしておらず、扶養親族(子以外)を有する人

②夫と死別した後再婚していない人

### ⑱ひとり親控除

合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴の有無に関わらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(他の親族に扶養されている場合は除く)を有する単親の人

### ⑲勤労学生控除(学生証等の写しの添付要)

学生で、合計所得金額が85万円以下(うち自己の勤労による所得が10万円以下)の場合

### ⑳障がい者控除(手帳等の写しの添付要)

あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者の場合

・普通障がい(身体3級以下、精神2級以下、療育B)  
・特別障がい(身体1・2級、精神1級、療育A)

### ㉑配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円(給与収入の金額で123万円)以下の場合

なお、配偶者の合計所得金額が58万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、

「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用になりませんが、扶養している配偶者の障がい者控除は受けすることができます。

### ㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合

### ㉓扶養控除

生計を一にする配偶者以外の親族(16歳未満を除く)の合計所得金額が58万円(給与収入の金額で123万円)以下の場合

### ㉔特定親族特別控除

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合

### ㉕基礎控除

あなたの合計所得に応じて、一律に控除されます。

- ・2,400万円以下……………43万円
- ・2,400万円超2,450万円以下…29万円
- ・2,450万円超2,500万円以下…15万円
- ・2,500万円超……………適用なし

### ㉖難損控除(各種証明書等の添付要)

災害、盗難、横領などにより生活用資産に損失を受けた場合

### ㉗医療費控除(明細書の添付要、領収書の添付は不可)

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合(「総所得金額等の5%」と「10万円」のどちらか少ない額を超える場合)

※セルフメディケーション税制(あなたが健康の保持促進および疾病の予防への「一定の取組」を行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象医薬品購入費を支払った場合)との選択適用となります。

## 6 税額控除の種類(算出税額から差し引きされるもの)

### ●寄附金控除

前年中に、都道府県、市区町村(ふるさと納税など)、奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部への寄附金および奈良県または広陵町の条例で指定した寄附金がある場合

※合計2,000円以上寄附した場合に、一定の額が所得割から控除されます。

# 令和8年度（令和7年分）町民税・県民税申告の記入方法

## 記入例(表面)

現住所	広陵町大字南郷583番地1		
令和8年1月1日の住所	上記住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/>		
フリガナ	コウリョウ イチロウ		
氏名	広陵 一郎	※押印不要です	
生年月日	明・大昭平・令 55年 1月 1日生	世帯主	広陵 太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	電話番号	0745-00-0000 090-0000-0000

手順1  
P.6 参照

3 所得から差し引かれる金額に関する事項												
社会保険の種類 支払った保険料												
社会保険料控除	国民健康・後期高齢・介護保険料 300,000 円											
	国民年金保険料 200,000											
	合計 500,000											
生命保険料控除	新生命保険料の計 旧生命保険料の計											
	100,000 円 円											
	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計											
地震保険料控除	介護医療保険料の計 旧長期損害保険料の計											
	50,000 円											
	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計											
50,000 円												
寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑯ 寡婦控除			⑯ ひとり親控除			⑯ 勤労学生控除					
	〔□死別 □生死不明			□ひとり親控除			(学校名)					
	□離婚 □未帰還〕											
障害者控除	⑯ フリガナ コウリョウ 一郎			障害の程度			身体・精神 6 級			度		
	氏名 広陵 一郎			程度			療育					
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	⑯ フリガナ コウリョウ 花子			生年月日 昭平 57・1・1								
	氏名 広陵 花子			月日			57・1・1					
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			配偶者の合計所得金額			370,000 円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ コウリョウ 花江			生年 昭平 25・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名 広陵 花江			月日			25・1・1			□同居 □別居		
	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			□特親			38 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ コウリョウ 太郎			生年 昭平 29・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名 広陵 太郎			月日			29・1・1			□同居 □別居		
	個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			□特親			45 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ コウリョウ 二郎			生年 昭平 18・1・5			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名 広陵 二郎			月日			18・1・5			□同居 □別居		
	個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			□特親			41 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ			生年 昭平 20・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名			月日			20・1・1			□同居 □別居		
	個人番号			□特親			38 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ			生年 昭平 21・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名			月日			21・1・1			□同居 □別居		
	個人番号			□特親			38 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ			生年 昭平 22・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名			月日			22・1・1			□同居 □別居		
	個人番号			□特親			38 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ			生年 昭平 23・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名			月日			23・1・1			□同居 □別居		
	個人番号			□特親			38 万円					
扶養控除・特定親族特別控除	⑯ フリガナ			生年 昭平 24・1・1			同居・別居の区分			□同居 □別居		
	氏名			月日			24・1・1			□同居 □別居		
	個人番号			□特親			38 万円					
扶養控除の合計												
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。												
扶養控除の合計												
⑯ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類												
⑯ 損害控除	⑯ 損害金額			保険金などで補てんされる金額			差引損失額のうち災害関連支出の金額					
	円			円			円					
	支払った医療費等			保険金などで補てんされる金額								
医療費控除			300,000 円			100,000 円						

手順3  
1~11  
P.7~8 参照

※この欄は記入しないでください。	処理者	確認者
	世帯識別 世帯番号	
	宛名番号 行政区コード	
	氏名	
	生年月日 区分	
	歳	

1 収 入 金 額 等 等	営業等ア	300,000 円
	農業イ	
	不動産ウ	100,000
	利子工	
	配当才	60,000
	給与力	1,430,000
	公的年金等キ	1,500,000
	雜業務ク	150,000
	その他ケ	200,000
	総合譲渡コ	55,000
2 所 配 給 金 額 等 等	営業等①	100,000
	農業②	
	不動産③	50,000
	利子④	
	配当⑤	60,000
	給与⑥	780,000
	公的年金等⑦	400,000
	雜業務⑧	150,000
	その他⑨	20,000
	合計(⑦+⑧+⑨)⑩	570,000
3 合 計 等 等	総合譲渡・一時⑪	55,000
	合計⑫	1,615,000
	社会保険料控除⑬	500,000
	小規模企業共済等控除⑭	
	生命保険料控除⑮	70,000
	地震保険料控除⑯	25,000
	寡婦、ひとり親控除⑰	
	勤労学生控除⑱	260,000
	配偶者特別控除⑲	330,000
	扶養控除⑳	830,000
4 所得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額 等 等	特定親族特別控除㉑	410,000
	基礎控除㉒	430,000
	⑬から㉑までの計㉓	2,855,000
	⑬から㉑までの計㉔	119,250
	医療費控除㉕区分	2,974,250
	合計㉖	
	(㉑+㉒+㉓)	
	合計㉗	
	(㉑+㉒+㉓)	
	合計㉘	

手順2  
1~7  
P.6 参照

手順3  
1~11  
P.7~8 参照

## 記入例(裏面)

### 5 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務日数	月 収
1	5,000 円	20	100,000 円
2	5,000	21	105,000
3	5,000	20	100,000
4	5,000	21	105,000
5	5,000	20	100,000
6	5,000	21	105,000
7	5,000	20	100,000
8	5,000	21	105,000
9	5,000	20	100,000
10	5,000	21	105,000
11	5,000	20	100,000
12	5,000	21	105,000
	賞 与 等		200,000 円
	合 計		1,430,000
法 人 番 号 又 は 所 在 地		○○市××	
勤 務 先 名		株式会社○○	
電 話 番 号		0745-00-0000	

手順24

P.6 参照

### 6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支 払 者 の 「名 称」 及 び 「法人番号又は所在地」 等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	△町××	300,000 円	200,000 円	0 円
不動産	△町××	100,000	50,000	0

手順21

P.6 参照

### 7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支 払 者 の 「名 称」 及 び 「法人番号又は所在地」 等	支 払 確 定 年 月	収入金額	必要経費
株式(大口分)	株式会社××	令和7・6	40,000 円	0 円
株式(非上場)	株式会社△△	令和7・9	20,000	0
		・		
		・		

手順23

P.6 参照

### 8 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支 払 者 の 「名 称」 及 び 「法人番号又は所在地」 等	収入金額	必要経費
シルバー	△町××	150,000 円	0 円
個人年金	○○市××	200,000	180,000

手順26

P.6 参照

### 9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		600,000 円	45,000 円	555,000 円	500,000 円	55,000 円
	長期					
	一 時	500,000	50,000	450,000	450,000	0

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右の二の金額を表面の(1)の所得金額欄に記入してください。

二 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]

55,000

### 10 事業専従者に関する事項

1	フリガナ		統 柄		生年 月 日	明・大 昭・平	・	・	専従者給与 (控除)額	円
	氏名						従事月数			
2	フリガナ		統 柄		生年 月 日	明・大 昭・平	・	・	専従者給与 (控除)額	円
	氏名						従事月数			
3	フリガナ		統 柄		生年 月 日	明・大 昭・平	・	・	専従者給与 (控除)額	円
	氏名						従事月数			
	個人番号									

事業専従者に給与を支払った場合に記入してください。

### 12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ	コウリヨウ ハナエ	個人 番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	住所	○○市××
	氏名	広陵 花江				
2	フリガナ		個人 番号		住所	
	氏名					
3	フリガナ		個人 番号		住所	
	氏名					

表面の扶養控除の欄で「別居」にチェックを入れた場合に記入してください。

### 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額	控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額		

### 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	3,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

ふるさと納税等の寄附金を支払った方は「寄附金の支払証明書または受領証」の金額を「都道府県、市町村分(特例控除対象)」の欄に記入してください。

### 15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		統 柄		生年 月 日	明・大 昭・平	・	・
特別障害者に 該当する場合			別居の場合 の住所				
個人番号							

手順24 P.6 参照

所得金額調整控除に該当する場合に記入してください。

# 手 順

## 1 表面の住所・氏名・生年月日等を記入してください（押印不要）。

※電話番号はできるだけ平日の日中に連絡のつく番号を記入してください。

## 2 表面の「1 収入金額等」「2 所得金額」を記入してください。

※所得がない人は裏面右下の「●所得がなかった人の記入欄」を記入してください。

### 1. 事業(営業等・農業)又は不動産収入がある人

- (1)裏面の「6」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等(ア～ウ)」に収入金額を記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額(①～③)」に収入から必要経費を引いた金額を記入してください。

### 2. 利子収入のある人

表面の「1 収入金額等(エ)」「2 所得金額(④)」にそれぞれ記入してください。

### 3. 配当収入がある人

- (1)裏面の「7」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等(オ)」「2 所得金額(⑤)」にそれぞれ記入してください。
- (3)住民税が特別徴収されている場合は、裏面「13」を記入してください。

### 4. 給与収入がある人

- (1)表面の「1 収入金額等(カ)」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。
- (2)表面の「2 所得金額(⑥)」に源泉徴収票の給与所得控除後の金額を記入してください。

※源泉徴収票がない場合は、裏面「5」を記入し、次の表を参考に給与所得金額を計算してください。

A : 給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999	0
651,000 ～ 1,899,999	A - 650,000
1,900,000 ～ 3,599,999	(A ÷ 4) × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A ÷ 4) × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 ～	A - 1,950,000

※複数の給与がある場合は、合算して計算

※(A ÷ 4)は千円未満の端数は切捨

### ▶所得金額調整控除に関する事項

- (1)給与収入が850万円を超える、「ア:本人が特別障害者」、「イ:23歳未満の扶養親族を有する」、「ウ:特別障害をもつた扶養親族・同一生計配偶者を有する」のいずれかに該当する場合、{収入額(上限1,000万円) - 850万円} × 10%(上限15万円)を給与所得から差し引く。イとウに該当する人がいる場合は、裏面の「15」に氏名等を記入してください。
- (2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方を有する人で、これらの所得金額の合計が10万円を超える場合、給与所得(上限10万円) + 公的年金等の雑所得(上限10万円) - 10万円を給与所得から差し引く。

※(1)と(2)両方に当てはまる場合は(1)の差し引き後に(2)を差し引きます。給与所得は、所得金額調整控除を差し引いた後の金額を「2 所得金額(⑥)」へ記入してください。

### 5. 雜(公的年金等)の収入がある人

- (1)表面の「1 収入金額等(キ)」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。
- (2)表面の「2 所得金額(⑦)」に次の表を参考に所得を求め記入してください。

・65歳未満の人(昭和36年1月2日以後に生まれた人)

A : 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得
～ 1,299,999	A - 600,000
1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000

・65歳以上の人(昭和36年1月1日以前に生まれた人)

A : 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得
～ 3,299,999	A - 1,100,000
3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000

※公的年金等の雑所得以外の所得金額が1,000万円を超える2,000万円以下の場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が控除額から引き下げられます。

### 6. 雜(業務、その他)の収入がある人

- (1)裏面の「8」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等(ク・ケ)」にそれぞれ記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額(⑧・⑨)」に収入から必要経費を引いた金額をそれぞれ記入してください。

「家内労働者等の事業所得等に係る特例」で家内労働者等※は必要経費として最大65万円が認められています。シルバー人材センターに登録する方は、家内労働者等に該当します。

※家内労働者等とは、家内労働者(内職)、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

### 7. 総合譲渡(短期・長期)又は一時収入のある人

- (1)裏面の「9」を記入してください。  
特別控除額には50万円を記入してください。(差引金額が50万円以下の場合は、その金額を特別控除額に記入してください。また短期・長期の譲渡所得が両方ある場合は、合わせて50万円になります。)
- (2)表面の「1 収入金額等(コ～シ)」に裏面の「9」で記入した「イ～ハ」の金額を記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額(⑪)」に裏面「9」で記入した「二」の金額を記入してください。

### 3 表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」を記入してください。

#### 1. 社会保険料・小規模共済等掛金控除がある人

表面の「3」の⑬～⑭の区分ごとにを記入し、表面の「4」の⑬・⑭に支払金額を記入してください。

#### 2. 生命保険料控除がある人(上限 7 万円)

表面の「3」の⑮の区分ごとに記入し、表面の「4」の⑮には区分ごとに次の表で計算した額(1円未満の端数は切り上げ)の合計額(上限 7 万円)を記入してください。  
※同じ種類の保険で[A]・[B]両方の適用を受ける場合、適用上限額は 2 万 8 千円になります。しかし[A]のみで 2 万 8 千円以上の場合、適用上限額は[A]の額になります。

##### A 旧契約に係るもの(一般生命・個人年金)

支払保険料	控除額
～ 15,000	支払金額
15,001 ～ 40,000	(支払金額 ÷ 2) + 7,500
40,001 ～ 70,000	(支払金額 ÷ 4) + 17,500
70,001 ～	35,000

##### B 新契約に係るもの(一般生命・個人年金・介護医療)

支払保険料	控除額
～ 12,000	支払金額
12,001 ～ 32,000	(支払金額 ÷ 2) + 6,000
32,001 ～ 56,000	(支払金額 ÷ 4) + 14,000
56,001 ～	28,000

#### 3. 地震保険料控除がある人(上限 2 万 5 千円)

表面の「3」の⑯の区分ごとに記入し、表面の「4」の⑯には区分ごとに次の表で計算した額(1円未満の端数は切り上げ)の合計額(上限 2 万 5 千円)を記入してください。

※一つの契約で[A]・[B]両方に該当する場合、控除額が多くなる方を記入してください。

##### A 地震保険料

支払保険料	控除額
～ 50,000	支払金額 ÷ 2
50,001 ～	25,000

##### B 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～ 5,000	支払金額
5,001 ～ 15,000	(支払金額 ÷ 2) + 2,500
15,001 ～	10,000

#### 4. 寡婦控除・ひとり親控除がある人

表面の「3」の⑰・⑱の該当事項にチェックを入れて、表面の「4」の⑰～⑲には次の額を記入してください。

- ・寡婦控除 26 万円
- ・ひとり親控除 30 万円

#### 5. 勤労学生控除・障がい者控除がある人

表面の「3」の⑲・⑳の事項を記入し、表面の「4」の⑲～⑳には次の額の該当する合計額を記入してください。

- ・勤労学生控除…………… 26 万円
- ・障がい者控除(普通障がい)…………… 26 万円
- ・障がい者控除(特別障がい)別居の場合… 30 万円
- ・…………… 同居の場合… 53 万円

#### 6. 配偶者控除がある人

表面の「3」の②～⑪の事項を記入し、表面の「4」の②～⑪には次の額を記入してください。

配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万以下	900万超 ～950万以下	950万超 ～1,000万以下
～58万以下	33万 (配偶者が 70歳以上の 場合38万)	22万 (配偶者が 70歳以上の 場合26万)	11万 (配偶者が 70歳以上の 場合13万)

※70歳以上は昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人です。

※配偶者の合計所得金額が 58 万円以下で、あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超えてる場合は、「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れてください。

※配偶者の合計所得が 58 万円超 133 万円以下の場合は P.8「10. 配偶者特別控除がある人」の額を記入してください。

#### 7. 扶養控除がある人

(1) 表面の「3」の⑬～⑭の事項を記入してください。

※別居の場合は、裏面「12」も記入してください。

(2) 表面の「4」の⑫には次の額を記入してください。

扶養親族の年齢	控除額
16歳未満 (H22.1.2以後生まれ) 【※1】	0円
16歳以上19歳未満 (H19.1.2～H22.1.1)	33万円
19歳以上23歳未満 (H15.1.2～H19.1.1) 【※2】	45万円
23歳以上70歳未満 (S31.1.2～H15.1.1)	33万円
70歳以上 (S31.1.1以前生まれ)	38万円
あなたが配偶者の直系尊属で同居の場合	45万円

【※1】16歳未満の扶養親族には控除額は発生しませんが、その人數によって、住民税非課税基準算定に影響する場合がありますので、必ず記入してください。

【※2】扶養親族の合計所得が 58 万円超 123 万円以下の場合は P.8「11. 特定親族特別控除がある人」の額を表面の「4」の⑫に記入してください。

#### 8. 雜損控除がある人

(1) 表面の「3」の⑦の事項を記入してください。

(2) 表面の「4」の⑦には次のどちらか多い額を記入してください。

- ・差引損失額－(総所得金額等の合計額 × 10%)
- ・差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円

※差引損失額＝損害金額－補てん額

#### 9. 医療費控除がある人(上限 200 万円)

(1)別紙の「医療費控除の明細書」をご自身で作成してください。(誰が、どこの病院で、年間にいくら支払ったか、保険等からの補てん額を記入してください。)  
※申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

(2)表面の「3」の⑧の事項を記入し、表面の「4」の⑧には次の額を記入してください。

- ・支払った医療費の総額－補てん額－[A]

※[A]＝「総所得金額等の 5%」と「10 万円」のどちらか少ない額(1円未満の端数は切捨)

#### ►セルフメディケーション税制(上限 8 万 8 千円)

(1)「セルフメディケーション税制の明細書」をご自身で作成してください。(薬局などの支払先の名称、医薬品の名称、支払金額、保険等からの補てん額、健康への取組を記入してください。)

(2)表面の「4」の⑧に次の額と区分に[1]と記入してください。

- ・対象医薬品購入費－補てん額－1 万 2 千円

## 10. 配偶者特別控除がある人

表面の「3」の②～②の事項を記入し、表面の「4」の②～②には右表の額を記入してください。  
(例) あなたの合計所得金額が 950 万円で、配偶者が 110 万円の場合、控除額は 18 万円になります。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

## 11. 特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）がある人

表面の「3」の③～④の事項を記入し、「特親」にチェックを入れてください。  
表面の「4」の④には右表の額を記入してください。  
(例) 19 歳の扶養親族の合計所得金額が 98 万円の場合、控除額は 41 万円になります。

給与収入	合計所得金額	控除額
123万円超～160万円以下	58万円超～95万円以下	45万円
160万円超～165万円以下	95万円超～100万円以下	41万円
165万円超～170万円以下	100万円超～105万円以下	31万円
170万円超～175万円以下	105万円超～110万円以下	21万円
175万円超～180万円以下	110万円超～115万円以下	11万円
180万円超～185万円以下	115万円超～120万円以下	6万円
185万円超～188万円以下	120万円超～123万円以下	3万円

### ▶各控除の要件・控除額のまとめ（参考）

あなたが以下の適用要件をみたす場合には、一定の額の所得控除を受けられます。

項目	適用要件	控除額等
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下【※1】 配偶者の年齢が70歳以上（S31.1.1以前生まれ）	33万円 38万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下	1万円～33万円
扶養控除	以下の扶養親族の合計所得金額が58万円以下 (1)一般の扶養親族 16歳以上（H22.1.1以前生まれ）で(2)(3)以外 (2)特定扶養親族 19歳以上23歳未満（H15.1.2～H19.1.1以前生まれ） (3)老人扶養親族 70歳以上（S31.1.1以前生まれ） 同居老親以外 同居老親	33万円 45万円 38万円 45万円
特定親族特別控除	19歳以上23歳未満の扶養親族の合計所得金額が58万円超123万円以下	3万円～45万円
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額85万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下	26万円
ひとり親控除【※2】	ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等の合計額58万円以下	30万円
寡婦控除【※3】	夫と離別し、扶養親族の合計所得金額58万円以下	26万円
障害者控除	(1)同一生計配偶者及び扶養親族である一般障害者の合計所得金額が58万円以下 納税者本人は所得要件なし (2)同一生計配偶者及び扶養親族である特別障害者の合計所得金額58万円以下 納税者本人は所得要件なし (3)(2)に該当し、かつ自己や同一生計配偶者若しくは生計を一にする親族と同居である場合に(2)に加算	26万円 30万円 23万円
雑損控除	自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の総所得金額等の合計額58万円以下	要計算

【※1】 あなたの合計所得金額が 900 万円以下の場合は。900 万円以上 1,000 万円以下の場合は P.7「6. 配偶者控除がある人」をご確認ください。

【※2】 ひとり親：合計所得金額が 500 万円以下で、婚姻（事実婚も含む）をしておらず、生計を一にする子の総所得金額が 58 万円以下の子がいる人

【※3】 寡婦：合計所得が 500 万円以下で、夫と離別した後婚姻（事実婚も含む）をしておらず、扶養親族がいる人

（注意）配偶者、扶養親族は青色申告者の事業専従者として給与の支払をうけていない又は白色申告者の事業専従者でない方が対象となります。